

2023年7月26日

全職員向けの「価値創造報酬制度」創設について  
～給与・賞与に次ぐ第三の支給を開始～

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、多様な人財一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その長所や意欲をさらに伸ばし活躍の機会を広げていく「『ひと』中心経営」を掲げています。その推進の一環として、新たに「価値創造報酬制度」（以下「本制度」）を創設し、2024年度より支給を開始することを決定いたしました。

本制度は、給与・賞与に次ぐ、全職員<sup>（注1）</sup>を対象とした社会的価値と経済的価値の双方の向上に連動する第三の手当を支給する制度で、相互会社として初めて創設いたします。

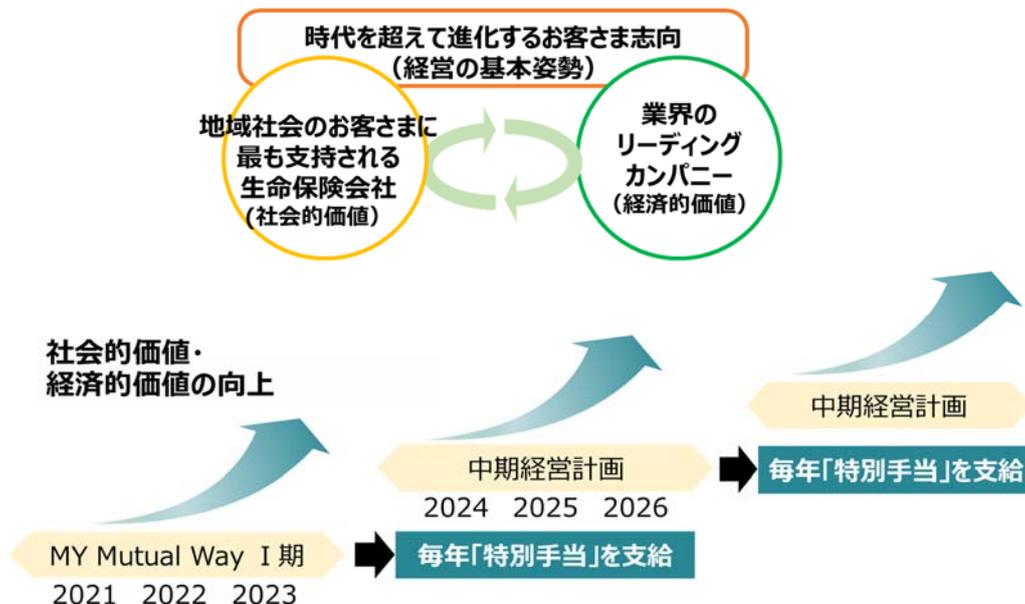
当社は、ご契約者を構成員とする相互会社の強みを発揮しながら、時代を超えたお客さま志向の経営を追求する10年計画「MY Mutual Way 2030」を2020年度から開始しました。本計画において、「10年後（2030年）にめざす姿」を、「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ」と定め、社会的価値と経済的価値の双方の向上に取り組んでいます。

本制度の創設を通じて、職員に長期的な視点での価値創造や持続的成長に向けた役割発揮をこれまで以上に促すことで、継続的な生産性・企業価値の向上につなげ、お客さま・地域社会の利益を追求してまいります。また、価値創造の重要な担い手である人財への投資をすることで、職員のエンゲージメント向上にもつなげてまいります。

（注1）総合職、医務職、医療職、得意先担当職、MYシニア・スタッフ、障がい者嘱託が対象

■「価値創造報酬制度」の概要

- ・ 中期経営計画期間終了時に、同計画期間中における社会的価値・経済的価値の向上に向けた職員の取組み（価値創造の実現状況）<sup>（注2）</sup>を評価
- ・ 価値創造の実現状況および職員個人の役割・評価に応じて、全職員に対し、中期経営計画期間終了の翌年度から3年間で「価値創造特別手当」を支給



（注2）取組みの評価にあたっては、中期経営計画における社会的価値・経済的価値向上に向けた目標と連動

以上

【ご照会先】  
広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

